国立研究開発法人産業技術総合研究所 共用高性能計算機 ABCI 利用約款

制定 平成30年7月18日

(適用範囲)

- 第1条 この約款は、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「研究所」といいます。)が運用する共用高性能計算機である AI Bridging Cloud Infrastructure(以下「ABCI」といいます。)を国立研究開発法人産業技術総合研究所共用高性能計算機の管理及び利用に関する規程(30 規程第4号)に基づき、研究所以外の法人等が申請して利用する場合の利用とそれに付帯するサービス(ABCIの利用とそれに付帯するサービスを併せて、「ABCI利用サービス」といいます。)に関して、適用されます。(定義)
- 第2条 この約款において、「利用希望法人」とは、ABCI の利用を希望する法人等で、研究所との間で ABCI の利用契約を締結していないものをいいます。
- 2 この約款において、「利用法人」とは、研究所との間で、ABCI 利用サービスの利用契約を締結した主体である法人等をいいます。
- 3 この約款において、「利用責任者」とは、利用法人 に所属する者の中から選任された ABCI 利用サービス の利用における責任者をいいます。
- 4 この約款において、「利用管理者」とは、利用責任 者の下で利用者を管理するために置かれる者をいい ます。
- 5 この約款において、「利用者」とは、利用責任者から指定された者のうち、研究所からアカウントを与えられて ABCI 利用サービスを利用する者をいいます。
- 6 この約款において、「利用者等」とは、利用法人、 利用責任者、利用管理者及び利用者を総称したもの をいいます。
- 7 この約款において、「利用グループ」とは、特定の 研究のために ABCI 利用サービスを利用する利用責任 者、利用管理者及び利用者からなる利用者等の集合 体をいいます。
- 8 この約款において、「役職員等」とは、研究所の役員、職員、契約職員並びに研究所の業務を行う者であって役員、職員及び契約職員以外の者をいいます。
- 9 この約款において、「ABCI管理者」とは、ABCIの 運用のために研究所によって選任され、ABCIの管理 業務を管掌する者をいいます。
- 10 この約款において、「ABCI 運用担当」とは、ABCI の運用のために ABCI 管理者によって選任された担当者をいいます。
- 11 この約款において、「ABCI ポイント」とは、研究 所が利用法人に対して付与し、利用グループごとに 管理される単位であり、利用者等が利用する計算資 源等のサービス内容に応じて差し引かれるものをい います
- 12 この約款において、「知的財産権」とは、国立研究 開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程(13

- 規程第26号。以下「職務発明取扱規程」といいます。) 第2条に規定する権利、著作権法(昭和45年法律第 48号)に規定する著作権及び外国における前記の権 利に相当する権利並びにその他の知的財産に関して 法令により定められた権利又は法律上保護される利 益に係る権利をいいます。
- 13 この約款において、「秘密情報」とは、研究所又は 利用者等が相手方に開示した技術情報及び自己の事 業に係る技術情報以外の情報であって、秘密である 旨の表示がなされている書類又は電磁的記録(複製 されたものを含む。)及び口頭で開示された情報のう ち、開示に際し秘密である旨明示され、又は開示後30 日以内に書面で開示内容を特定のうえ秘密である旨 通知されたものをいいます。ただし、次の各号の一に 該当する情報は、秘密情報に含まれないものとしま す。
 - 相手方からの知得時に既に公知の情報又は相手 方から知得後に自己の責めに帰すべき事由による ことなく公知となった情報
 - 二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に 入手した情報
 - 三 相手方から情報を知得した時点で既に自己が保 有していたことを書面により立証できる情報
 - 四 相手方から知得した情報によらないで独自に創出したことが書面により立証できる情報
 - 五 相手方から開示を受けた後、相手方が秘密である 旨示した情報によらず、独自に創出した情報
 - 六 相手方から書面により開示の承諾を得た情報
 - 七 法令又は裁判所の命令により開示を義務づけられた情報
- 14 この約款において、「利用者等の個人情報」とは、 利用者等に関する情報であって、「国立研究開発法人 産業技術総合研究所個人情報の保護に関する規程」 (27 規程第 87 号。以下「個人情報保護規程」といい ます。)第2条に規定する個人情報をいいます。
- 15 この約款において、「発明等」とは、職務発明取扱 規程第2条第7項に規定するものをいいます。
- 16 この約款において、「利用者等のデータ等」とは、 利用者等が ABCI を利用する際に ABCI の記憶装置に 保存したプログラム、計算・学習に必要なデータ及び 計算・学習結果をいいます。
- 17 この約款において、「運用データ」とは、利用者等が ABCI を利用することにより副次的に生成される「ファイル情報」、「利用情報」及び「性能情報」の3種類の情報から構成されるものをいい、このうち、「ファイル情報」とは、利用者等のデータ等を格納したファイルの情報(ファイルサイズ、作成日、更新日時等の情報)を、「利用情報」とは、利用者等によるABCIの使い方に関する情報(使用資源種類および量、使用プログラムの種類等の情報)を、「性能情報」とは、プログラムの性能に関する情報(CPU、GPU、メモリー等の資源利用率)をいいます。
- 18 この約款において、「ホーム領域」とは、ABCI 利用サービスに付随して、追加費用を負担することなく提供される利用者専用のストレージ領域をいいます。
- 19 この約款において、「グループ領域」とは、ABCI 利用サービスに付随して、追加費用を負担することで提供される利用グループ専用のストレージ領域をい

います。

(目的及び利用態様)

- 第3条 研究所は、ABCI が具備する人工知能の研究等に適した大規模で高速な最先端の計算基盤を研究者に提供することで研究所の成果を普及し、もって、我が国における人工知能研究を推進し、社会実装を加速することを目的として、ABCI 利用サービスを次の各号の利用に供するものとします。
 - 一 本約款に従い、利用法人が行う利用登録申請の内容に従った利用
 - 二 その他、研究所が認める利用

(利用法人)

- 第4条 利用法人は、次の各号のいずれかに該当する ものでなければなりません。
 - 一日本国内に所在地を有し、かつ登記されている会 社法(平成17年法律第86号)に規定される法人 である「企業」
 - 二 日本国内に所在地を有する「大学」、独立行政法 人及び財団法人等、学術・研究機関を含む「公的機 関」並びに「非営利団体」
 - 三 前二号に掲げる者のほか、研究所が認める団体、 組合、機関その他これに準ずるものであって、日本 国内にその主たる事務所を有するもの(法人でな い場合も含みます。)

(利用資格)

- 第5条 利用者等が ABCI 利用サービスを利用するためには、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法第228号)及びこれに基づく安全保障輸出管理関連の政令、省令、通達等(以下「安全保障輸出管理関係法令」といいます。)並びに研究所の安全保障輸出管理規程その他同規程に基づく研究所の定め(以下「安全保障輸出管理規程等」といいます。)に反せず、かつ、日本国内の居住者でなければなりません。ただし、居住者以外の者であっても、安全保障輸出管理関係法令の範囲内で、研究所が ABCI 利用サービスの利用を認めたときは、この限りではありません。
- 2 前項に定める居住者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
 - 一 日本人でありかつ日本国に居住する者
 - 二 日本人でありかつ日本の在外公館に勤務する者
 - 三 外国人でありかつ日本国内にある事務所に勤務 する者
 - 四 外国人でありかつ日本国に入国後6か月以上を 経過している者

(利用登録申請及び利用契約の締結)

- 第6条 利用希望法人が ABCI 利用サービスの利用を希望する場合は、利用希望法人に所属する者の中から利用グループにおける利用責任者の候補を定め、当該利用責任者の候補が、研究所の指定する「ABCI 利用登録申請書」(別紙様式第1)又は研究所所管のウェブサイトに表示する申請画面(以下、併せて「申請書」といいます。)に必要事項を記入して、研究所に対し、当該申請書を書面で提出し、又は電子データを送信することにより利用登録申請を行います。
- 2 利用責任者の候補は、前項の申請に際し、利用者全 員について、前条第1項に該当するか否かの確認を 実施しなければなりません。
- 3 研究所は、次の各号に掲げる要件がすべて満たされていると認める場合には、ABCI利用回答書(以下

- 「回答書」といいます。)により、利用希望法人に対し、利用を受け入れることを通知します。この通知により研究所と利用希望法人との間に本約款に基づくABCI利用サービスの利用契約(以下「本利用契約」といいます。)が成立するものとします(以下、研究所との間で利用契約が成立した法人等を「利用法人」といいます。)。
- 一 利用希望法人が、第4条の要件を満たすものであること。
- 二 利用目的が研究及び開発を目的とするものであること。
- 三 利用が、公共の福祉及び公益・国益の増進を損な うおそれがないこと。
- 四 利用が、研究所の業務に支障を来すおそれがないこと。
- 五 利用希望法人が、第 14 条に定める ABCI ポイントに相当する利用料金の納付を負担する能力を有していること。
- 六 申請書に記載された利用者等が、第16条第1項 各号の遵守事項に違反する行為を行うおそれがな いこと。
- 七 利用希望法人が、第25条に定める弁償義務を負う能力を有していること。
- 八 利用責任者の候補が、利用者全員について前項 に定める確認を行っていること。
- 九 利用者等が、安全保障輸出管理関係法令及び安 全保障輸出管理規程等に反しないこと。
- 十 利用希望法人及び利用責任者の候補が、申込書 において正しい情報を遺漏なく記載していること。
- 十一 前各号に定めるほか、ABCI 利用サービスの利用が不相当と認められる特段の事由がないこと。
- 4 研究所は、利用責任者の候補に対し、利用者を管理 するための利用管理者を 1 名以上置くことを求める ことができるものとします。
- 5 研究所は、第3項各号に掲げる要件が満たされていることを確認するにあたり、利用責任者の候補に対して質問をし、追加資料の提供を求めることができ、又は第三者の意見を聞くことができます。
- 6 研究所は、第3項の回答書の作成及び通知事務を アウトソーサーに委託することができ、利用者等は これを承諾します。
- 7 研究所は、申請書による申請に際して、利用責任者 の候補から書面又は電子データにて誓約書を取得す ることにより、利用責任者の候補に誓約を行わせる ことができます。
- 8 研究所は第3項各号に掲げる要件のいずれかが満 たされない場合には、利用希望法人に対し、回答書に より受入れができないことを通知します。
- 9 利用希望法人は、利用登録申請を行った後、研究所 が回答書により利用を受け入れることを通知するま での間は、研究所への通知により、利用登録申請を取 り消すことができます。
- 10 第1項及び第2項にかかわらず、研究所が承諾した場合、利用希望法人又は利用法人は申請書の「利用者」に係る記載を省略することができます。この場合、利用者の候補が、研究所の指定する書面(別紙様式第2)に必要事項を記入して、研究所に対し、当該申請書を書面で提出し、又は電子データを送信することにより直接利用登録申請を行い、研究所は、第3項第

8号にかかわらず、利用希望法人又は利用法人に対 し、当該利用者の候補の利用を受け入れる旨の通知 を行うことができます。

(利用の受入れの取り消し又は中止及び事実の公表)

- 第7条 研究所は、前条第3項各号に掲げる要件のいずれかが満たされない事態が生じ、又は第16条第1項各号のいずれかに違反した場合には、利用法人に対し、前条第3項に規定する利用の受入れを取り消し、又は利用の中止を命ずることができます。
- 2 研究所は、前項の規定にかかわらず、研究所が管理 上の必要があると認める場合には、利用法人に対し、 前条第3項に規定する利用の受入れを取り消し、又 は利用の中止を命ずることができます。この場合、研 究所は、取り消し又は利用の中止の理由を開示する 義務を負わないものとします。
- 3 研究所は、前2項の規定により利用の受入れを取り消し、又は利用の中止を命じた場合には、これらの 事実を公表することができます。
- 4 本利用契約は、第1項及び第2項の規定による利用の受入れの取り消しにより、解除されたものとします。

(利用登録申請内容の変更)

- 第8条 利用法人及び利用責任者は、第6条の規定に 基づき提出した申請書の内容に変更が生じた場合は、 研究所が指定する利用登録申請内容の変更届(別紙 様式第3)にて変更内容を速やかに研究所に対し届 け出なければなりません。
- 2 利用責任者は、自ら又は利用管理者が置かれた場合は利用管理者を通じて、利用者の状況を把握し、利用者の所属の変更又は利用者の利用資格の喪失等について、前項に基づき適時に届け出なければなりません。
- 3 研究所は、第1項の変更の届出が遅れたこと、又は 同届出を懈怠したことにより、利用者等又は第三者 が被ったいかなる損害についても責任を負わないも のとします。

(サービスの提供及びアウトソース)

- 第9条 研究所は、利用者等に対し、次の各号に掲げる ABCI 利用サービスを提供し、利用者等は、インターネットを経由してアクセスする等の方法により、これを利用することができます。
 - 一 ABCI の計算資源
 - 二 研究所が用意したソフトウェア
 - 三 ABCI の利用に係る支援
 - 四 利用者等によるソフトウェアのインストールに 係る支援
 - 五 ABCI の利用に係る講習会及び ABCI 上で利用可能 なソフトウェアに係る講習会

六 その他研究所が追加したサービス

- 2 前項第2号のソフトウェアのうち、ABCI を利用する ために必要な基盤ソフトウェア (OS、ジョブ管理、開 発環境、データ転送等) については研究所より提供さ れます。
- 3 ABCI の利用にあたって必要となるソフトウェアの うち、前項の研究所が提供するもの以外のソフトウ ェアの利用権やソフトウェア利用時のサポート権等 の取得は利用者等が行うものとします。また、その確 保に必要な費用は、利用者等の負担とします。
- 4 研究所は、ABCIのシステム内部から対外インターネ

- ット接続点までの導通を確保し、利用者等に提供しますが、対外インターネット接続点から利用者等までのインターネット等を利用した外部接続に関しては、利用者等が確保することとします。
- 5 第1項第5号の講習会では、受講定員を超過した場合にはサービスを受けられないことがありますが、 研究所は一切の法的責任を負わず、損害賠償及び補償を行いません。
- 6 研究所は、ABCI 利用サービスにかかるシステムの 運用及び保守をアウトソーサーに委託することがで き、利用者等はこれを承諾します。

(ホーム領域及びグループ領域)

- 第10条 研究所は、利用者ごとに、別に定める容量をホーム領域に提供します。研究所が提供するホーム領域におけるデータのバックアップ保存に関しては、利用者等が責任を持って行うものとし、予期せぬシステム停止等に伴うデータ消失について研究所は一切の責任を負いません。また、利用者等の責めに帰すべき事由により、ホーム領域の容量が不足したとしても、研究所は一切の責任を負いません。
- 2 研究所は、利用者グループごとに、別に定める容量 あたりの単価で、別に定める上限まで容量をグルー プ領域に提供します。研究所が提供するグループ領 域におけるデータのバックアップ保存に関しては、 利用者等が責任を持って行うものとし、予期せぬシ ステム停止等に伴うデータ消失について研究所は一 切の責任を負いません。また、利用者等の責めに帰す べき事由により、グループ領域の容量が不足したと しても、研究所は一切の責任を負いません。
- 3 前2項の各領域について、システムの制限により、 利用者等が保存できるファイル数及びファイルサイ ズに上限が設けられることがあります。

(サービスの提供の中止)

- 第11条 研究所は、次の各号に該当する場合は、ABCI利用サービスの提供を中止できるものとします。
 - 一 研究所の設備等の保守、工事、移設等のため必要 である場合
 - 二 天災その他の非常事態が発生し、又はそのおそれがあるため、研究所による ABCI の運用を優先させる必要がある場合
 - 三 電気通信事業者等が、研究所内の電気通信サービスの提供を中止した場合
 - 四 その他、研究所が ABCI 利用サービスを提供する にあたり、合理的理由により、中止が必要であると 判断した場合
- 2 研究所は、ABCI 利用サービスの提供を中止する場合には、利用法人に対して研究所が適切と判断する方法(ウェブサイトでの表示、電子メールでの通知等の方法を含みますが、これに限定されません。)で通知します。ただし、前項第2号又は第3号の場合で、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 3 研究所は、第1項のABCI利用サービス提供の中止にかかわらず、収納されたABCIポイントの利用料金を利用法人に返還せず、また、ABCI利用サービス提供の中止によって生じた利用者等の損害に対して、一切の法的責任を負わず、損害賠償及び補償を行いません。

(サービス内容の変更)

第12条 研究所は、ABCI利用サービスの内容の一部又

は全部について、随時変更できるものとします。

2 研究所は、ABCI 利用サービスの内容の重要な変更を行う場合には、利用法人に対して研究所が適切と判断する方法(ウェブサイトでの表示、電子メールでの通知等の方法を含みますが、これに限定されません。)で通知します。

(ABCI の利用に係る支援)

- 第13条 ABCI 利用サービスに係る利用の支援は、土曜日、日曜日、祝日並びに研究所が定める年末年始休暇を除く平日の午前9時から午後5時までの対応とします。
- 2 前項の支援は、ABCI 利用サービスの利用方法に関する質問のみを受け付けるものとします。

(ABCI ポイント)

- 第14条 利用法人は、ABCI利用サービスを利用するためのABCIポイントに相当する利用料金を研究所に納付することにより、利用グループ単位で管理されるABCIポイントを取得することができます。なお、初回利用時は、取得できるABCIポイントに上限が設けられる場合があります。
- 2 利用法人は、研究所に対して申入れを行い、利用料金を納付することにより、随時 ABCI ポイントを追加で取得することができます。
- 3 利用者等が利用する計算資源等のサービス内容に 応じた ABCI ポイント数が、利用法人の所得した ABCI ポイントから差し引かれ、利用法人の ABCI ポイント 残高がなくなると ABCI 利用サービスを利用できなく なります。
- 4 サービス内容に応じて差し引かれる ABCI ポイント 数及び ABCI ポイントに相当する利用料金については、 研究所が別途定め、研究所の所管するウェブサイト において掲示します。
- 5 利用法人が取得した ABCI ポイントは、毎年3月末日をもって失効し、翌年度に持ち越すことはできません。ただし、利用者等の責めに帰すべき事由によらない ABCI の故障又は天災等のやむを得ない事情により、ABCI の利用が3月末日まで不可能になり、その利用不可能の期間が20日を超える場合には、利用法人は、当該年度に取得したABCIポイントの残高を翌年度に持ち越すことができます。
- 6 利用法人が ABCI ポイントを取得するために研究所 に納付した利用料金について、研究所は理由の如何 を問わず、返金を行いません。
- 7 研究所は、ABCI ポイントに相当する利用料金の請求及び収納等の業務を、当該業務を行うアウトソーサーに委託することができ、利用者等はこれを承諾します。

(成果の帰属)

- 第 15 条 利用者等が ABCI 利用サービスの利用により 得られた知的財産権は、原則として利用者等に帰属 するものとします。ただし、当該知的財産権に役職員 等の寄与がある場合又は研究所と利用法人との間で 別途取り決めがある場合はこの限りではありません。 (利用者等の遵守事項)
- 第16条 利用者等は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。
 - 本約款及び回答書に記載されている事項に違反 する行為
 - 二 申請書に記載した利用目的以外に ABCI を利用す

る行為

- 三 研究所若しくは第三者の著作権・商標権等の知 的財産権を侵害する行為又はそのおそれがある行 為
- 四 研究所若しくは第三者の財産、プライバシー若 しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれがあ る行為
- 五 ABCI ポイントを含めた研究所の電子情報を改ざ ん又は消去する行為
- 六 ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等 を開発する行為
- 七 研究所のネットワークやインターネット網、それらに接続されたサーバ設備等に不正にアクセス する行為
- 八 ABCI 利用サービスの提供を妨害する行為又は妨害するおそれのある行為
- 九 法令に違反する行為又はそのおそれがある行為
- 十 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかけ、又は 社会的に許されないような行為
- 十一 その他、研究所が ABCI 利用サービスの利用者 等としてふさわしくないと判断する行為
- 2 利用責任者は、利用者の利用状況を管理し、利用者 全員が本約款に定める遵守事項を守るように指導し なければなりません。
- 3 利用法人及び利用責任者は、研究所の求めがあった場合には、ABCI利用サービスの利用状況について報告をしなければなりません。

(アカウントの管理)

- 第17条 ABCI利用サービスを利用するためには、利用者等は、有効な電子メールアドレスに関連づけられたABCI利用に関するアカウントを研究所から提供される必要があります。なお、電子メールアドレスとしてフリーアドレスを用いることはできず、利用法人又は利用者が所属する法人等から付与されたメールアドレスを用いなければなりません。
- 2 利用者等は、研究所から提供される ABCI 利用に関するアカウント及びアカウントのパスワードを研究 所の承諾なく第三者に開示してはならず、かつ、第三 者に推測されないように適切に設定し、管理しなければなりません。

(利用者等のデータ等についての表明保証)

- 第18条 利用者等は、利用者等のデータ等がいかなる 法令にも違反していないことを表明及び保証し、利 用者等のデータ等の開発、内容、運用、維持及び利用 につき、責任を負います。
- (利用者等のデータ等のセキュリティ及びバックアップ)
- 第19条 利用者等は、ABCI を適正に利用し、利用者等のデータ等について、セキュリティを確保し保護すること、及び定期的に保存することを含め、適切なセキュリティ及び保護を行うことを誓約します。

(安全保障輸出管理関係法令の遵守)

第20条 利用者等は、ABCI 利用サービスに付随する情報、利用により得られた成果、その他同サービスの利用により生じた安全保障輸出管理関係法令で規制の対象となるものについて、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするときは、安全保障輸出管理関係法令を遵守したうえで、利用者等の責任においてこれを実施するものとします。

(利用者等が行う事実又は成果の公表)

- 第21条 利用責任者は、利用者等が、ABCI 利用サービスを利用した事実を、学会発表、国際会議発表、プレスリリース等で発表する場合は、利用者の秘密情報を除き、事前にその情報を研究所に提供しなければなりません。
- 2 利用責任者は、利用者等が、ABCI 利用サービスを 利用した研究成果を、論文、報告等(以下「論文等」 といいます。)で発表する場合は、当該論文等に、ABCI 利用サービスを利用した事実を明示しなければなり ません。ただし、研究所において、合理的な理由に基 づいて明示が不要と判断し、その旨を利用責任者に 通知した場合は、この限りではありません。

(利用者等によるソフトウェアのインストール)

- 第22条 ABCI 利用サービスにおいて、研究所が提供しないソフトウェアに関して、研究所が認めた場合には、利用者等は、ライセンスを取得したうえで当該ソフトウェアをインストールすることができます。
- 2 利用者等がライセンスを取得したソフトウェアは、 利用グループのストレージ領域に利用者等の責任で インストールするものとします。
- 3 ソフトウェアライセンスの取得、インストール作業を行うために必要な情報に関しては、利用者等がABCI運用担当に対し、必要な情報の内容等を記載した情報提供依頼を提出するものとし、研究所は当該依頼に基づき情報を提供します。
- 4 利用者等が、ABCI ライセンスサーバへのライセンスファイル登録等、研究所側で設定が必要なソフトウェアをインストールする際は、利用者等が、ABCI 運用担当に対し、インストールを希望するソフトウェアの特定その他インストール作業を行うために必要な内容等を記載した作業内容依頼を提出するものとし、研究所は当該作業内容依頼に基づきライセンスサーバへの登録作業を行います。

(無断利用)

- 第23条 利用者等は、回答書に記載した利用の期間を 超えてABCI利用サービスを利用することはできませ
- 2 利用者等が研究所の書面による同意を得ることなく、回答書に記載した利用の期間以外の期間に ABCI 利用サービスを利用した場合には、利用法人は、研究所に対して、利用損害金として、当該期間の利用に係る利用サービスの利用料金の倍額に相当する金銭を支払わなくてはなりません。

(譲渡の禁止)

- 第24条 利用者等は、研究所の事前の書面による同意なく、本利用契約又は本利用契約に基づく権利及び 義務を譲渡し、移転し、又は担保に供してはなりません。
- 2 前項に違反してなされた譲渡、移転又は担保の供 与はいずれも無効とします。

(弁償義務)

- 第25条 利用者等の故意又は第16条第1項各号の遵守事項に違反する行為によって、ABCIの破損、不具合、故障等の損害を研究所に与えた場合には、研究所は、その損害賠償を利用者等に請求することができます。
- 2 利用者等による ABCI の利用行為等に起因して又は 関連して第三者が損害を受けたとして、第三者から

研究所に請求がなされた場合には、利用者等は当該 請求により研究所に発生した費用及び損害を負担す るものとします。

(秘密情報の取扱い等)

- 第26条 研究所及び利用者等は、相手方が開示した秘密情報(第2条に定める利用者等のデータ等はこれに含まれません。)について、厳に秘密を保持するものとし、書面による相手方の承諾なくして、第三者に漏洩しないものとします。
- 2 研究所及び利用者等は、秘密情報の管理について、 取扱責任者を定め厳重に管理します。
- 3 研究所及び利用法人は、役職員等又は利用者等であって、ABCIの利用に携わる者に対してのみ、秘密情報を開示するものとし、開示に際し、秘密情報が秘密を保持すべき事項であることを明示するとともに、当該役職員等又は利用者等は、研究所及び利用法人が本約款に基づき負うと同様の義務を負うものとします。
- 4 利用法人は、研究所の開示した秘密情報による発明等又は研究所の開示した秘密情報を含む発明等を 創製した場合には直ちに研究所にその旨を通知する ものとし、研究所及び利用法人は当該発明等の取扱 いについて協議するものとします。
- 5 利用者等が研究所に開示する秘密情報はABCIの利用目的に照らし必要最小限の範囲に留めなければいけません。

(利用者等のデータ等の取扱い)

- 第27条 研究所は、事故若しくは違法行為による漏洩、 滅失又は毀損から利用者等のデータ等を保護するために、合理的で適切な対策を実施します。
- 2 研究所及び役職員等は、次の各号の場合を除き、利用法人又は利用責任者による明示の承諾なくしてABCIに保存された利用者等のデータ等の閲覧、参照を行わず、第三者に開示しません。
 - ABCI 利用サービスの提供・維持のために第三者に業務委託を行う場合であって、かつ運用上必要な場合。ただし、研究所は、業務委託先の第三者に対し、本約款における利用者等のデータ等の取扱いを遵守させるものとします。
 - 二 裁判所又は行政機関より法令、判決、決定又は命令に基づき開示が要求され、これに応じて研究所及び役職員等が、当該裁判所又は行政機関に対し、利用者等のデータ等の内容の開示及び提供を行う場合。なお、この場合、研究所及び役職員等は、上記の開示の要求があった旨を利用法人に通知します。

(運用データの取扱い)

- 第28条 研究所は、システムの正常運用を図るために、 利用者等のファイル情報を参照することがあります。
- 2 研究所は、プログラムの性能向上及び利用状況の 分析等、利用者等の利便性向上及びシステムの効率 的な運用を目的として、利用者等の利用情報及び性 能情報を収集することがあります。
- 3 研究所は、技術開発促進及び学術貢献を目的として、運用データから利用者等が特定される情報を除外したデータ及びその統計データを公開することがあります。

(個人情報の保護)

第29条 研究所は、利用者等の個人情報を、個人情報

保護規程に基づき、適切に管理します。

(利用状況の確認)

第30条 研究所は、利用法人に対するABCIポイントの計算、ABCIポイントの利用料金の算定、利用者等に対するサポートサービスの提供(ただし、利用者等がサポートを望んだ場合に限ります。)及びABCIの管理を目的として、利用者等におけるABCI利用サービスの利用状況を確認することができます。

(ジョブのキャンセル)

第31条 研究所は、ABCI利用サービスの提供に支障が 出ると判断した場合には、利用法人又は利用責任者 に予告したうえでジョブのキャンセルを実行するこ とがあります。また、緊急の場合は利用法人又は利用 責任者に対して予告することなくジョブのキャンセ ルを実行することがあります。

(帯域の制御)

第32条 研究所は、ABCI 利用サービスの提供に支障が 出ると判断した場合には、研究所所定の通信手段を 用いて行う通信について、当該通信に割り当てる帯 域を制御することがあります。

(免責)

- 第33条 研究所は、ABCI 利用サービスの利用により、 又は利用に伴い発生した事故及び事件等に起因して 利用者等又は第三者に発生した損害について、一切 の法的責任を負わず、損害賠償及び補償を行いませ ん。ただし、研究所が意図的に当該事故又は事件等を 惹き起こした場合には、この限りではありません。
- 2 研究所は、ABCI の故障、不具合及び瑕疵等(利用者等のデータ等の消失を含みますが、これに限られません。)により生じた利用者等及び第三者の損害について、一切の法的な責任を負わず、損害賠償及び補償を行いません。
- 3 研究所は、第7条第1項及び第2項に定める利用 受入れの取り消し又は利用中止命令に起因して又は 関連して生じた利用者等及び第三者の損害について、 一切の法的な責任を負わず、損害賠償及び補償を行 いません。
- 4 利用者等の利用行為、利用により創出した成果又 は当該成果を用いた利用者等の製造販売等の行為が 第三者の権利を侵害するとして請求がなされた場合 には、利用者等は自らの費用と責任により当該紛争 を解決するものとし、研究所は一切の法的な責任を 負わず、損害賠償及び補償を行いません。
- 5 研究所が賠償責任を負う場合には、その範囲は直接かつ通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、特別損害及び間接損害は含まないものとします。 (利用契約の有効期間)
- 第34条 本利用契約は、回答書に記載した利用の期間 終了をもって終了します。ただし、本約款中、第7条 第3項の規定は利用の期間の終了後1年間有効とし、 第26条の規定は利用の期間の終了後5年間有効とし ます。

(利用契約の解除等)

- 第35条 研究所は、次に掲げる事由に該当する場合は、 利用法人に対し、何らの通知・催告をすることなく直 ちに本利用契約を解除することができます。
 - 一 利用法人において、破産、民事再生、会社更生、 特別清算等の手続開始の申し立てがあった場合又 は清算に入った場合

- 二 利用者等が、第6条第3項各号の要件に該当しなくなった場合又は該当していないことが判明した場合
- 三 その他本約款に違反した場合
- 2 利用法人は、研究所に対し30日前までに通知する ことにより、本利用契約を解約することができます。 (暴力団関与の属性要件に基づく契約の解約)
- 第36条 研究所及び利用法人は、相手方(利用法人に おける利用責任者及び利用者を含みます。)が次の各 号のいずれかに該当すると認められるときは、何ら の催告を要せず、本利用契約を解約することができ ます。
 - 一 相手方が、暴力団(暴力団員による不当な行為の 防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。) であるとき又は相手方の役員等(個人である場合 にはその者、法人である場合には役員又は支店若 しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいい ます。)の代表者、団体である場合には代表者、理 事等、その他経営に実質的に関与している者をいいます。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第 6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。) であるとき
 - 二 相手方の役員等が、自己、自社若しくは第三者の 不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するな どしているとき
 - 三 相手方の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、 資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的 あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若 しくは関与しているとき
 - 四 相手方の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 研究所又は利用法人は、前項の規定により本利用 契約を解約した場合には、これによりその相手方(以 下、本条において「当該相手方」といいます。)に生 じた損害について、何ら賠償ないし補償することは 要しないものとします。
- 3 研究所又は利用法人が、第1項の規定により本利 用契約を解約した場合において、損害が生じたとき は、当該相手方はその損害を賠償するものとします。
- 4 当該相手方が、前項の損害賠償金を請求者が指定 する期間内に支払わないときは、当該相手方は、当該 期間を経過した日から支払をする日までの日数に応 じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延損 害金を請求者に支払わなければなりません。
- 5 研究所または利用法人は、本利用契約に関して、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」といいます。)を受けた場合には、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を相手方に報告するとともに警察への通報および捜査上必要な協力を行うものとします。

(契約終了時の措置)

第37条 本利用契約が終了した場合、研究所は、終了後6か月が経過した時点で、当該利用者等のグループ領域及び利用者等のホーム領域に記録されている利用者等のデータ等を含む利用者等に関わる一切の

- データ (ただし、利用者等の登録情報を除きます。) を削除します。
- 2 研究所は、利用責任者から本利用契約が終了する前 に前項のデータを保存する旨の申し出があれば、利 用契約終了後も研究所が認める期間に限り当該デー タを保存するものとし、この期間は研究所から利用 責任者に通知します。

(通知方法)

- 第38条 研究所から利用者等に対する通知は、本約款に特に定めない限り、申請書に記載された電子メールアドレス宛、又は利用者等が申請書にて指定する連絡先に、電子メールによるテキストデータ、PDF等の電子ファイルを送信又は書面を郵送等で送付する方法により行うものとします。
- 2 研究所が利用者等に対して前項記載の方法により 通知した場合においては、当該通知が利用者等に到 達しなかったとしても、通常到達すべき時期に到達 したものとみなし、当該不到達に起因して発生した 利用者等の損害について、研究所は一切責任を負わ ないものとします。
- 3 研究所は、前2項の通知事務をアウトソーサーに 委託することができ、利用者等はこれを承諾します。 (約款の変更)
- 第39条 本約款を変更する場合には、本約款に特に定めない限り、既に締結された利用契約にも変更後の本約款が適用されるものとします。
- 2 本約款を変更する場合は、変更する7日前までに 利用法人又は利用責任者に通知するものとします。 変更内容の詳細については、研究所が所管するウェ ブページに掲載します。

(準拠法)

第40条 本約款及び本利用契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

(合意管轄)

第41条 研究所及び利用者等は、本約款及び本利用契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

(その他)

第42条 本約款及び本利用契約に関し疑義が生じた場合又は本約款に記載のない事項若しくはその取り決め等については研究所と利用法人で誠意をもってその都度協議するものとします。

以上

ABCI 利用登録申請書

国立研究開発法人産業技術総合研究所 理事長名

○○株式会社 (○○県○○市○○町1-1) 利用責任者名

年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所共用高性能計算機 ABCI 利用約款(以下、「約款」といいます。)に基づき、下記のとおり、利用の登録を申請します。また、利用にあたって次の各項に同意します。

- ① 約款において定められた全ての事項を遵守します。
- ② その他、利用にあたり、ABCI 管理者及びABCI 運用担当等の指示に従います。

記

(1) テーマ名

(2) 利用目的及び概要

(利用の実態が分かるように記載してください。ただし、ABCIの管理運営上特に必要と認められる場合を除き、知的財産権に係る秘密を開示する必要はありません。)

(3) 利用の希望期間

(利用期間は年度末 (3月末日) を超えることはできません。)

- (4) 取得する ABCI ポイント数(1 ABCI ポイントの料金は、年度毎に改定されます。)
- (5) 請求書送付先

`	- / 11 7 11 (-17)				
法丿	人名				
所	属			役 職	
住	所	₸			
氏	名	(姓)	(名)	電話番号	
NAM	E			電子メール	_

(貴組織の支払いスケジュール「例 (25 日締め、翌月末払い)等」が決まっていましたらご記載ください。)

(6) 利用者の氏名、所属及び連絡先(他に所属する法人等(大学の学生を含む。以下同じ。)) (利用者全員の氏名、所属及び連絡先を記載してください。利用管理者に定めた方については「利用者 (利用管理者)」と記載してください。兼務等の関係で利用者が複数の法人等に所属を有する場合は、それら全ての法人等について記載してください。利用者が所属する大学がある場合、その大学の名称と登録 住所の国名(例:東工大・日本)、利用者が所属する他の法人等があり、かつ、その法人等の住所の国名が外国の場合、その法人等の名称と国名(例:LLNL、米国)も記載してください。)

利用責任者

/ 14 / C 12 D	17 E I			
法人名				
所 属			役 職	
住 所	₹			
(他所属)			(他所属の国名)	
氏 名	(姓)	(名)	電話番号	
NAME			電子メール	

利用者

別紙様式第1 (第6条第1項関係)

法人名				
所 属			役職	
住 所	₸			
(他所属)			(他所属の国名)	
氏 名	(姓)	(名)	電話番号	
NAME			電子メール	

利用者

法人名				
所 属			役 職	
住 所	〒			
(他所属)			(他所属の国名)	
氏 名	(姓)	(名)	電話番号	
NAME			電子メール	

(7) 利用者に非居住者が含まれないことの確認

(非居住者※が ABCI 利用サービスを利用しようとする際には輸出管理手続その他所定の手続が必要となります。下記の「非居住者の確認及び ABCI のチェックリスト」への記入をお願いします。)

<注意事項>

- ① 審査のため利用開始日を延期していただく場合や、審査の結果 ABCI 利用サービスの利用が許可されない場合などもあります。
- ②「利用者は全員居住者である」として提出いただいても、審査の結果、非居住者として扱うべき参加者が含まれると判断した場合は、チェックリストを再提出いただく場合があります。
 - (例)外国人で、日本国内に6か月以上居住していても、夏休み等に帰国することが想定される留学生等)民住者であっても、兼務等の関係でその所属が「外国にある法人等」にもある場合は、非民住者として
- ③居住者であっても、兼務等の関係でその所属が「外国にある法人等」にもある場合は、非居住者として 扱います。
- ④利用者の追加、利用責任者又は利用者の所属の変更などにより、「利用者は全員居住者である」から「利用者に非居住者が含まれる」へ変更になる場合は、その都度チェックリストをご提出ください。

※居住者・非居住者の区分

	77			
	居住者	非居住者		
日本人	① 日本国内に居住する人 ② 日本の在外公館に勤務する人	①外国の事務所(日本の法人の海外支店等及び現地法人並びに国際機関を含む)に勤務するために外国に滞在する人②2年以上滞在するために外国に滞在する人③外国に2年以上滞在する人④上記の人で、一時帰国し、滞在期間が6ヶ月未満の人		
外国人	①日本国内にある事務所に勤務する人 ②来日後6ヶ月以上経過した人	① 外国に居住する人		

非居住者の確認及び ABCI のチェックリスト

Ι.	利用者が居住者か否か	¹ を確認します。
		,

該当する項目をチェック(■または☑)してください。

- □利用者は全員居住者である。⇒ Ⅱの項目は記載不要です。
- □利用者に非居住者が含まれる。

 □ Ⅱ を記載してください。
- II. 安全保障輸出管理の観点で ABCI 利用サービスを利用する用途等を確認します。 該当する事項をチェック (■または☑) してください。

利用責任者が所属する法人等だけでなく、全ての利用者が所属する法人等(兼務等の関係で複数の法人等の所属を有する場合は、それら全ての法人等)について、下記項目のチェックをお願いします。

1	利用者が所属する法人等の所在国・地域は、次のいずれでもありませ	□はい □いいえ
	ん。(いいえの場合は、その該当箇所を■にする。)	
	□輸出貿易管理令(昭和 24 年政令第 378 号。以下「輸出令」という。)	
	別表第3の2に掲げる国又は地域	
	□輸出令別表第4に掲げる国又は地域	
2	利用者が所属する法人等は、経済産業省により大量破壊兵器等(核兵	□はい □いいえ
	器、化学兵器、生物兵器又はこれらを運搬するためのミサイルをいう。	
	以下同じ。)の開発等(開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下同じ。)	
	に関与している懸念がある企業・機関として公表・提供された外国ユー	
	ザーリストに掲載されている法人等ではありません。	
3	利用者が所属する法人等は、大量破壊兵器等の開発等を行っている又は	□はい □いいえ
	過去行っていた法人等ではありません。	
4	利用者は ABCI 利用サービスを経済産業省が大量破壊兵器等の開発等に	□はい □いいえ
	関連すると指定している次の行為に用いません。(いいえの場合は該当	
	項目を■にする。)	
	□ (1) 核燃料物質、核原料物質の開発等又は核融合の研究	
	□ (2) 原子炉又はその部品若しくは付属装置の開発等	
	□ (3) 重水の製造	
	□ (4) 核燃料物質の加工又は核原料物質の再処理	
	□ (5) 軍若しくは国防に関する事務を行う行政機関又はこれらから委	
	託を受けた者が行う次の行為。	
	□ a. 化学物質の開発又は製造	
	□ b. 微生物又は毒素の開発等	
	□ c. ロケット又は無人航空機の開発等	
	□ d. 宇宙に関する研究	
5	利用者が所属する法人等は、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する	□はい □いいえ
	機関ではありません。	
6	利用者は ABCI 利用サービスをいかなる軍事用途にも用いません。	□はい □いいえ

(8) 利用者の本人確認

(利用者全員の本人確認を実施後に、チェック(■または☑)してください。)

□利用者全員の本人確認を実施した。

(利用責任者は、以下のいずれかの方法により、利用者全員の本人確認を実施してください。)

- 1 顔写真付き身分証明書(社員証等)。顔写真付き身分証明証とは、以下の記載が存在し、利用者の所属する法人が利用者の身分を第三者に対して保証していると判断できるものをいいます。
 - (1) 利用者の氏名と顔写真
 - (2) 利用者の所属する法人名
 - (3) 利用者の所属する法人が利用者の身分を認める旨の記述
- 2 利用者の所属する法人が発行する顔写真なし身分証明証と、研究所の指定する運転免許証等の顔写真付き証明書の写し
 - (1) 運転免許証
 - (2) 旅券
 - (3) マイナンバーカード又は住民基本台帳カード(ただし、個人番号通知カードは除く)

別紙様式第1 (第6条第1項関係)

- (4) 在留カード
- (5) その他研究所が認めるもの

ABCI 利用登録申請書(利用者からの申請)

年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 理事長名

○○株式会社 (○○県○○市○○町1-1)

利用者名

国立研究開発法人産業技術総合研究所共用高性能計算機 ABCI 利用約款(以下、「約款」といいます。)に基づき、下記のとおり、利用の登録を申請します。また、利用にあたって次の各項に同意します。

- ① 約款において定められた全ての事項を遵守します。
- ② その他、利用にあたり、ABCI 管理者及びABCI 運用担当等の指示に従います。

記

(1) テーマ名

(2) 利用目的及び概要

(利用の実態が分かるように記載してください。ただし、ABCIの管理運営上特に必要と認められる場合を除き、知的財産権に係る秘密を開示する必要はありません。)

(3) 利用の希望期間

(利用期間は年度末(3月末日)を超えることはできません。)

(4) 利用者の氏名、所属及び連絡先(他に所属する法人等(大学の学生を含む。以下同じ。)) (利用者全員の氏名、所属及び連絡先を記載してください。利用管理者に定めた方については「利用者 (利用管理者)」と記載してください。兼務等の関係で利用者が複数の法人等に所属を有する場合は、それら全ての法人等について記載してください。利用者が所属する大学がある場合、その大学の名称と登録住所の国名(例:東工大・日本)、利用者が所属する他の法人等があり、かつ、その法人等の住所の国名が外国の場合、その法人等の名称と国名(例:LLNL,米国)も記載してください。)

利用者

	/ I I			
法人名				
所 属			役職	
住 所	〒			
(他所属)			(他所属の国名)	
氏 名	(姓)	(名)	電話番号	
NAME			電子メール	

(5) 利用者に非居住者が含まれないことの確認

(非居住者※が ABCI 利用サービスを利用しようとする際には輸出管理手続きその他所定の手続きが必要となります。下記の「非居住者の確認及び ABCI のチェックリスト」への記入をお願いします。)

<注意事項>

- ① 審査のため利用開始日を延期していただく場合や、審査の結果 ABCI 利用サービスの利用が許可されない場合などもあります。
- ②「利用者は全員居住者である」として提出いただいても、審査の結果、非居住者として扱うべき参加者 が含まれると判断した場合は、チェックリストを再提出いただく場合があります。
- (例)外国人で、日本国内に6か月以上居住していても、夏休み等に帰国することが想定される留学生等
- ③居住者であっても、兼務等の関係でその所属が「外国にある法人等」にもある場合は、非居住者として 扱います。
- ④利用者の追加、利用責任者又は利用者の所属の変更などにより、「利用者は全員居住者である」から「利用者に非居住者が含まれる」へ変更になる場合は、その都度チェックリストをご提出ください。

※居住者・非居住者の区分

	居住者	非居住者		
日本人	① 日本国内に居住する人 ② 日本の在外公館に勤務する人	①外国の事務所(日本の法人の海外支店等及び 現地法人並びに国際機関を含む)に勤務するた めに外国に滞在する人		

別紙様式第2(第6条第10項関係)

		②2年以上滞在するために外国に滞在する人 ③外国に2年以上滞在する人 ④上記の人で、一時帰国し、滞在期間が6ヶ月 未満の人
外国人	①日本国内にある事務所に勤務する人	① 外国に居住する人
	②来日後6ヶ月以上経過した人	

非居住者の確認及び ABCI のチェックリスト

Ι.	利用者が居住者か否かを確認します。
	該当する項目をチェック(■または☑)してください。
	□利用者は居住者である。⇒ Ⅱの項目は記載不要です
	□利用者は非居住者である。 □ Ⅱ を記載してください。

II. 安全保障輸出管理の観点で ABCI 利用サービスを利用する用途等を確認します。 該当する事項をチェック (■または☑) してください。

利用者が所属する法人等(兼務等の関係で複数の法人等の所属を有する場合は、それら全ての法人等)について、下記項目のチェックをお願いします。

1	利用者が所属する法人等の所在国・地域は、次のいずれでもありませ	□はい □いいえ
	ん。(いいえの場合は、その該当箇所を■にする。)	
	□輸出貿易管理令(昭和 24 年政令第 378 号。以下「輸出令」という。)	
	別表第3の2に掲げる国又は地域	
	□輸出令別表第4に掲げる国又は地域	
2	利用者が所属する法人等は、経済産業省により大量破壊兵器等(核兵	□はい □いいえ
	器、化学兵器、生物兵器又はこれらを運搬するためのミサイルをいう。	
	以下同じ。)の開発等(開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下同じ。)	
	に関与している懸念がある企業・機関として公表・提供された外国ユー	
	ザーリストに掲載されている法人等ではありません。	
3	利用者が所属する法人等は、大量破壊兵器等の開発等を行っている又は	□はい □いいえ
	過去行っていた法人等ではありません。	
4	利用者は ABCI 利用サービスを経済産業省が大量破壊兵器等の開発等に	□はい □いいえ
	関連すると指定している次の行為に用いません。(いいえの場合は該当	
	項目を■にする。)	
	□ (1) 核燃料物質、核原料物質の開発等又は核融合の研究	
	□ (2) 原子炉又はその部品若しくは付属装置の開発等	
	□ (3) 重水の製造	
	□ (4) 核燃料物質の加工又は核原料物質の再処理	
	□ (5) 軍若しくは国防に関する事務を行う行政機関又はこれらから委	
	託を受けた者が行う次の行為。	
	□ a. 化学物質の開発又は製造	
	□ b. 微生物又は毒素の開発等	
	□ c. ロケット又は無人航空機の開発等	
	□ d. 宇宙に関する研究	
5	利用者が所属する法人等は、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する	□はい □いいえ
	機関ではありません。	
6	利用者は ABCI 利用サービスをいかなる軍事用途にも用いません。	□はい □いいえ

(6) 利用者の本人確認

(利用者の本人確認のため、次に記載する1項または2項のコピーを添付してください。)

- 1 顔写真付き身分証明書(社員証等)。顔写真付き身分証明証とは、以下の記載が存在し、利用者の所属する法人が利用者の身分を第三者に対して保証していると判断できるものをいいます。
 - (1) 利用者の氏名と顔写真
 - (2) 利用者の所属する法人名
 - (3) 利用者の所属する法人が利用者の身分を認める旨の記述
- 2 利用者の所属する法人が発行する顔写真なし身分証明証と、研究所の指定する運転免許証等の顔写真付き証明書の写し
 - (1) 運転免許証
 - (2) 旅券
 - (3) マイナンバーカード又は住民基本台帳カード(ただし、個人番号通知カードは除く)
 - (4) 在留カード
 - (5) その他研究所が認めるもの

ABCI 利用登録申請内容の変更届

年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 理事長名

○○株式会社(○○県○○市○○町1-1)

利用責任者名

国立研究開発法人産業技術総合研究所共用高性能計算機 ABCI 利用約款(以下、「約款」という。)に基づき、下記のとおり、利用登録申請内容の変更を届けます。また、利用にあたって次の各項に同意します。

- ① 約款において定められた全ての事項を遵守します。
- ② その他、利用にあたり、ABCI 管理者及びABCI 運用担当等の指示に従います。

記

- (1) テーマ名(変更する場合、チェック(■または**2**) して、新しいテーマ名を記入してください。)
- (2) 利用目的及び概要 (変更する場合、チェック (■または☑) して、記入してください。) (利用の実態が分かるように記載してください。ただし、ABCI の管理運営上特に必要と認められる場合 を除き、知的財産権に係る秘密を開示する必要はありません。)

(3) 利用の希望期間(変更する場合、チェック(■または☑)して、記入してください。) (利用期間は年度末(3月末日)を超えることはできません。)

(4) 取得する ABCI ポイント数 (記入の必要はありません) (1 ABCI ポイントの料金は、年度毎に改定されます。)

(5) 請求書送付先(変更する場合、チェック(■または2)して、記入してください。)

 法人名

 所属
 役職

 住所
 〒

 氏名(姓)
 (名)

 NAME
 電子メール

(貴組織の支払いスケジュール「例 (25 日締め、翌月末払い)等」が決まっていましたらご記載ください。)

(6) 利用者の氏名、所属及び連絡先(他に所属する法人等(大学の学生を含む。以下同じ。)) (利用責任者を変更する場合は、新しい利用責任者をご記入ください。)

(削除する利用者を<削除>、追加する利用者を<追加>にご記入ください。)

(利用者全員の氏名、所属及び連絡先を記載してください。利用管理者に定めた方については「利用者 (利用管理者)」と記載してください。兼務等の関係で利用者が複数の法人等に所属を有する場合は、それら全ての法人等について記載してください。利用者が所属する大学がある場合、その大学の名称と登録 住所の国名 (例:東工大・日本)、利用者が所属する他の法人等があり、かつ、その法人等の住所の国名 が外国の場合、その法人等の名称と国名 (例:LLNL,米国)も記載してください。)

利用責任者(変更する場合、ご記入ください。)

法丿	人名	
所	属	役職
住	所	<u></u>

別紙様式第3 (第8条第1項関係)

(他所属)			(他所属の国名)	
氏 名	(姓)	(名)	電話番号	
NAME			電子メール	

利用者<削除>

37 14 H 1144 144				
法人名				
所 属			役職	
住 所	₹			
(他所属)			(他所属の国名)	
氏 名	(姓)	(名)	電話番号	
NAME			電子メール	

利用者<追加>

711 1 1 1 2 2 3 5 7				
法人名				
所 属			役職	
住 所	〒			
(他所属)			(他所属の国名)	
氏 名	(姓)	(名)	電話番号	
NAME			電子メール	

(7) 利用者に非居住者が含まれないことの確認

(非居住者※が ABCI 利用サービスを利用しようとする際には輸出管理手続きその他所定の手続きが必要となります。下記の「非居住者の確認及び ABCI のチェックリスト」への記入をお願いします。)

<注意事項>

- ① 審査のため利用開始日を延期していただく場合や、審査の結果 ABCI 利用サービスの利用が許可されない場合などもあります。
- ②「利用者は全員居住者である」として提出いただいても、審査の結果、非居住者として扱うべき参加者 が含まれると判断した場合は、チェックリストを再提出いただく場合があります。
 - (例)外国人で、日本国内に6か月以上居住していても、夏休み等に帰国することが想定される留学生等
- ③居住者であっても、兼務等の関係でその所属が「外国にある法人等」にもある場合は、非居住者として扱います。
- ④利用者の追加、利用責任者又は利用者の所属の変更などにより、「利用者は全員居住者である」から「利用者に非居住者が含まれる」へ変更になる場合は、その都度チェックリストをご提出ください。

※居住者・非居住者の区分

/•\/\L L	7/11/21/27		
	居住者	非居住者	
日本人	① 日本国内に居住する人 ② 日本の在外公館に勤務する人	①外国の事務所(日本の法人の海外支店等及び現地法人並びに国際機関を含む)に勤務するために外国に滞在する人②2年以上滞在するために外国に滞在する人③外国に2年以上滞在する人④上記の人で、一時帰国し、滞在期間が6ヶ月未満の人	
外国人	① 日本国内にある事務所に勤務する人 ② 来日後6ヶ月以上経過した人	① 外国に居住する人	

非居住者の確認及び ABCI のチェックリスト

Ι.	利用者が居住者か否かを確認します。
	該当する項目をチェック(■または☑)してください。
	□利用者は全員居住者である。⇒Ⅱの項目は記載不要です。
	□利用者に非居住者が含まれる。 □ II を記載してください。

II. 安全保障輸出管理の観点で ABCI 利用サービスを利用する用途等を確認します。 該当する事項をチェック (■または☑) してください。

利用責任者が所属する法人等だけでなく、全ての利用者が所属する法人等 (兼務等の関係で複数の法人等の所属を有する場合は、それら全ての法人等) について、下記項目のチェックをお願いします。

1	利用者が所属する法人等の所在国・地域は、次のいずれでもありませ	□はい □いいえ
	ん。(いいえの場合は、その該当箇所を■にする。)	
	□輸出貿易管理令(昭和 24 年政令第 378 号。以下「輸出令」という。)	
	別表第3の2に掲げる国又は地域	
	□輸出令別表第4に掲げる国又は地域	
2	利用者が所属する法人等は、経済産業省により大量破壊兵器等(核兵	□はい □いいえ
	器、化学兵器、生物兵器又はこれらを運搬するためのミサイルをいう。	
	以下同じ。)の開発等(開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下同じ。)	
	に関与している懸念がある企業・機関として公表・提供された外国ユー	
	ザーリストに掲載されている法人等ではありません。	
3	利用者が所属する法人等は、大量破壊兵器等の開発等を行っている又は	□はい □いいえ
	過去行っていた法人等ではありません。	
4	利用者は ABCI 利用サービスを経済産業省が大量破壊兵器等の開発等に	□はい □いいえ
	関連すると指定している次の行為に用いません。(いいえの場合は該当	
	項目を■にする。)	
	□ (1) 核燃料物質、核原料物質の開発等又は核融合の研究	
	□ (2) 原子炉又はその部品若しくは付属装置の開発等	
	□ (3) 重水の製造	
	□ (4) 核燃料物質の加工又は核原料物質の再処理	
	□(5) 軍若しくは国防に関する事務を行う行政機関又はこれらから委	
	託を受けた者が行う次の行為。	
	□ a. 化学物質の開発又は製造	
	□ b. 微生物又は毒素の開発等	
	□ c. ロケット又は無人航空機の開発等	
	□ d. 宇宙に関する研究	
5	利用者が所属する法人等は、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する	□はい □いいえ
	機関ではありません。	
6	利用者は ABCI 利用サービスをいかなる軍事用途にも用いません。	□はい □いいえ

(8) 利用者の本人確認

(利用者全員の本人確認を実施後に、チェック (■または**②**) してください。) □利用者全員の本人確認を実施した。

(利用責任者は、以下のいずれかの方法により、利用者全員の本人確認を実施してください。)

- 1 顔写真付き身分証明書(社員証等)。顔写真付き身分証明証とは、以下の記載が存在し、利用者の所属する法人が利用者の身分を第三者に対して保証していると判断できるものをいいます。
 - (1) 利用者の氏名と顔写真
 - (2) 利用者の所属する法人名
 - (3) 利用者の所属する法人が利用者の身分を認める旨の記述
- 2 利用者の所属する法人が発行する顔写真なし身分証明証と、研究所の指定する運転免許証等の顔写真付き証明書の写し
 - (1) 運転免許証
 - (2) 旅券
 - (3) マイナンバーカード又は住民基本台帳カード(ただし、個人番号通知カードは除く)

別紙様式第3(第8条第1項関係)

- (4) 在留カード
- (5) その他研究所が認めるもの